

# 平成26年度「福島県森と住まいのエコポイント事業」募集要領

福島県建築指導課

## 1 趣 旨

この事業は、県が、森林環境の保全と再生、地域住宅産業の活性化及び被災者等の住宅再建を促進するため、県産木材を使用して木造住宅の建設等を行う建築主に対して、県産の農林水産品等と交換可能なポイントを交付するものです。

## 2 ポイント交付の要件

ポイントの交付を受けることができる方は、次の要件をすべて満たす木造住宅の建設等（新築、増改築及び購入）を行う方（建築主）とします。

- (1) 県内に自ら居住するための木造住宅であること。
- (2) 施工者の主たる営業所は県内にあること。
- (3) 平成26年4月1日以降に着工している住宅であること。
- (4) 主要構造材（柱・梁・桁・土台）及び間柱（厚さ27mm以上）において、下表に定める量以上の県産木材を使用している住宅であること。  
（木杭を用いて地盤補強を行う場合は、木杭を含む。）

延べ床面積	使用する県産木材の量
80 m <sup>2</sup> 未満	4 m <sup>3</sup>
80 m <sup>2</sup> 以上 95 m <sup>2</sup> 未満	5 m <sup>3</sup>
95 m <sup>2</sup> 以上 110 m <sup>2</sup> 未満	6 m <sup>3</sup>
110 m <sup>2</sup> 以上 125 m <sup>2</sup> 未満	7 m <sup>3</sup>
125 m <sup>2</sup> 以上	8 m <sup>3</sup>

## 3 交付ポイント数

- (1) 一般向け 20万ポイント
  - (2) 被災者・避難者向け 30万ポイント
- ※1ポイント＝1円相当  
※今回の募集は、最大120棟分

## 4 ポイント発行申請の手続き

### (1) 申請期間

平成26年7月1日（火）～平成27年2月27日（金） 当日消印有効

### (2) 申請方法

所定の申請書を作成し、事務局へ郵送又は持参により提出してください。

（福島県森と住まいのエコポイント事業事務局）

福島県木材協同組合連合会

〒960-8043 福島市中町5-18（林業会館2階）

電話 024-523-3307 FAX 024-521-1308 E-mail: info@fmokuren.jp

### (3) 申請書類

「ポイント発行申請書（様式1）」

＜添付書類＞

- ・木材利用ポイント事業で提出する納品証明書の写し、又は県産木材証明書（様式2）
- ・工事契約書等の写し、又は売買契約書の写し
- ・建築基準法第6条の確認済証の写し、及び同法第7条の検査済証の写し（建築確認申請が不要な地域等は、同法第15条の建築工事届の写し）
- ・木材利用ポイント事業で提出する工事完成写真の写し、又は工事完成写真（様式3）
- ・施工者の主たる営業所の住所が確認できる書類の写し
- ・被災者等の場合は、東日本大震災により半壊以上の罹災証明書の写し又は原子力災害が発生した際に警戒区域等若しくは特定避難勧奨地点に居住していたことが確認できる書類の写し

### (4) 申請する際の留意事項

- ・ポイント発行申請は、対象住宅1棟につき1回とします。
- ・発行申請は、木造住宅の建設等の完了日以降となります。
- ・先着順にて受付し、申請内容を審査した上で、決定内容を申請者へお知らせします。
- ・ポイント発行総数が予算枠に達した場合は、上記の申請期間でも受付を終了します。受付の終了は、ホームページ等にてお知らせします。
- ・ポイント発行申請と交換申請は、同時に行うことができます。

### (5) 他事業との併用

国が実施する「木材利用ポイント事業」や「地域型住宅ブランド化事業」と併用することができます。

## 5 ポイント交換申請の手続き

### (1) 申請期間

平成26年7月1日（火）～平成27年2月27日（金） 当日消印有効

### (2) 申請方法

所定の申請書を作成し、事務局（福島県木材協同組合連合会）へ郵送又は持参により提出してください。

### (3) 申請書類

「ポイント交換申請書（様式4）」

### (4) 申請する際の留意事項

- ・交換申請は、交付ポイントの範囲内で1回とします。
- ・申請期限までに申請されなかったポイント数は無効となります。
- ・一度交換申請された商品等は、他の商品等に変更することはできません。（申請した商品等に欠品等が生じた場合を除く）
- ・商品券との交換は、交付ポイントの50%を上限とします。

## 6 資料の入手先

本事業の詳細は「福島県森と住まいのエコポイント事業実施要綱」をご覧ください。  
実施要綱、申請書等の様式、交換商品等の詳細は、以下より入手できます。

- ・福島県木材協同組合連合会ホームページ <http://www.fmokuren.jp/>
- ・県建築指導課ホームページ（県トップページから「森と住まい」で検索）
- ・県内各建設事務所建築住宅課の窓口

## 7 問い合わせ先

福島県木材協同組合連合会 電話 024-523-3307  
県建築指導課（民間建築担当） 電話 024-521-7528



ふくしまから  
はじめよう。

～この事業は「福島県森林環境税」を財源として実施しています～

平成 年 月 日

提出先 「福島県森と住まいのエコポイント事業」補助事業者  
 福島県木材協同組合連合会長

## ポイント発行申請書

申請者情報	フリガナ			印	電話番号
	申請者 (建築主) 氏名	氏	名		( )
	フリガナ				
	申請者の 現住所	〒			

○現住所は、地番、アパート名の部屋番号まで必ず記入してください。

申請する木造住宅の情報	フリガナ						
	対象住宅の住所	〒					
	住宅施業者	名称	(名称)		(代表者名)		
		住所	〒				
	TEL			FAX			
	工事内容	工事着手日			工事完了日		
		延べ床面積				県産木材の量	
		<input type="checkbox"/>	80㎡未満		4㎡以上		
		<input type="checkbox"/>	80㎡以上 95㎡未満		5㎡以上		
		<input type="checkbox"/>	95㎡以上 110㎡未満		6㎡以上		
<input type="checkbox"/>	110㎡以上 125㎡未満		7㎡以上				
<input type="checkbox"/>	125㎡以上		8㎡以上				
ポイント数	<input type="checkbox"/>	被災者、避難者以外の者			20万ポイント		
	<input type="checkbox"/>	被災者、避難者(※)			30万ポイント		

○延べ床面積、ポイント数の□欄は、該当箇所のいずれかにチェックしてください。

※森と住まいのエコポイント事業実施要綱第2条第1項第6号に該当する者。

## 県産木材証明願

(県産材証明機関)

様

(施工者)

名称

氏名

印

下記工事において使用する木材について、県産木材であることを証明願います。

記

工 事 名	
工 事 箇 所	
契 約 工 期	
材 料 名 等	(様式 2 別紙) 一覧表のとおり
木材納入業者名	
確認希望年月日	
確 認 場 所 名	

- 1) 木材納入業者が県産材証明機関以外の場合は、納入伝票等の写しを添付すること。
- 2) 市町村長の適合通知書を受けた「伐採及び伐採後の造林届書」又は福島県知事の「保安林伐採許可書」及び国有林の「買取書・売払書等」の写し等を添付するときは、確認希望年月日及び確認場所名の記載を省略することが出来る。

## 県産木材証明書

上記工事において使用する木材は、県産木材であることを証明します。

平成 年 月 日

(施工者)

様

(証明機関)

名称

代表者氏名

印



様式3

工 事 完 成 写 真



住宅全景写真（面）



住宅全景写真（面）

様式3

工 事 完 成 写 真



住宅主要構造部写真 ( )



住宅主要構造部写真 ( )

様式4

「平成26年度福島県森と住まいのエコポイント事業」

提出先 福島県木材協同組合連合会長（福島県森と住まいのエコポイント事業補助事業者）

## ポイント交換申請書

交 換 商 品		ポイント数		
(事業者コード) 事業者名	(商品コード) 商品名	ポイント数 (A)	数量 (B)	ポイント数 (A)×(B)
( )	( )			
( )	( )			
( )	( )			
( )	( )			
( )	( )			
※事業者名、商品名は省略せずに記入してください。 ※商品券との交換は、交付ポイントの50%を上限とします。		合 計		

平成 年 月 日

わたしは、今回発行されるポイント数を商品に交換するため、上記のとおり申請します。

申請者情報	フリガナ	( 歳)		フリガナ	
	申請者氏名 (建築主)	(氏)	(名)	印	申請者の 住 所
	電話番号				

※交換商品は、上記「申請者の住所」へ配送されます。 ※酒類と交換する場合は、年齢を記入してください。（20歳以上限定）